

## TAPS 工法資格制度規則

平成29年 5月26日 制定

平成30年 5月22日 改正

### (目的)

第1条 TAPS 工法資格制度は、TAPS 工法に携わる技術者の資格を定め、その技術水準の向上及び維持を図ることにより TAPS 工法の社会的信頼性を高め、防錆事業の進歩発展に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 TAPS 工法研究会（以下「研究会」という）が認定する資格の名称及び従事できる作業内容は次のとおりとする。

#### 1) TAPS 工法二級技術者

TAPS 工法に関する講習（以下「TAPS 工法講習」という）を修了し、一級技術者の指導を受けながら TAPS 工法の素地調整及び金属溶射を行うことができる技術者をいう（以下「二級技術者」という）。

#### 2) TAPS 工法一級技術者

TAPS 工法に関する知識及び技能を有し、単独で TAPS 工法の素地調整及び金属溶射を行うことができる技術者をいう（以下「一級技術者」という）。

#### 3) TAPS 工法監理技術者

TAPS 工法に関する技術的指導及び監理を行うことができる技術者をいう（以下「監理技術者」という）。

### (講習及び試験の実施)

第3条 一級技術者及び監理技術者には試験に合格した者を認定する。

2 TAPS 工法講習及び一級技術者試験並びに監理技術者試験の実施内容については、別に定める TAPS 工法資格審査委員会（以下「審査委員会」という）規程に基づき決定するものとする。

3 前項に定める TAPS 工法講習及び一級技術者試験並びに監理技術者試験は、毎年1回行うことを原則とする。

### (受験の要件)

第4条 TAPS 工法講習を受けようとする者は、研究会の会員でなければならない。

2 一級技術者試験を受けようとする者は、二級技術者のうち、TAPS 工法の作業経験を有する者でなければならない。

3 監理技術者試験を受けようとする者は、一級技術者のうち、溶射技能士の資格を有する者又は3年以上の TAPS 工法の業務経験を有する者でなければならない。

(合否の通知)

第5条 本規則第3条に規定する試験の合否は、審査委員会の規程に基づき決定し、理事会において承認のうえ、研究会から受験者に対して書面にて通知するものとする。

(二級技術者登録証の交付及び有効期間)

第6条 TAPS工法講習を修了した者には、二級技術者登録証を交付する。

- 2 前項に規定する登録証の有効期間は、登録日から起算して3年間とするが、3年以内にTAPS工法の作業経験があれば更新を行うことができる。
- 3 二級技術者登録証には、氏名、生年月日、資格の名称、登録番号、有効期限を明記し、あわせて登録者の顔写真を掲載するものとする。

(一級技術者及び監理技術者の登録)

第7条 一級技術者試験又は監理技術者試験に合格した者は、合格した当該年度に本規則第11条に規定する登録料を納付し、技術者登録を行うものとする。

- 2 前項の規定に基づく技術者登録を行った者の有効期間は、登録を行った日から起算して3年間とする。

(一級技術者及び監理技術者登録証の交付)

第8条 本規則第7条に規定する技術者登録を行った者には、登録証を交付する。

- 2 前項に規定する登録証には、氏名、生年月日、資格の名称、登録番号、有効期限を明記し、あわせて登録者の顔写真を掲載するものとする。

(登録の更新)

第9条 一級技術者又は監理技術者の3年毎の登録更新にはTAPS工法の技術の維持・向上のために必要な研修を受講しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき登録の更新を行おうとする者は、登録有効期間の最終年度に研究会が実施する研修を受講し、登録の更新を行うものとする。

(登録失効及び再登録)

第10条 本規則第9条の規定に基づく登録の更新を行わなかった者は、有効期間満了と同時に登録失効し、本規則第2条に規定する名称を用いることはできない。

- 2 前項の規定により登録失効した者のうち、第9条第2項に規定する研修を受講した者は、受講した当該年度に再登録を行うことができる。ただし、登録失効してから3年が経過した者は、当該資格の認定試験を再度受験し、これに合格した後でなければ登録ができないものとする。

(受講料、受験料、登録料、更新研修料)

第11条 本規則に規定する講習、試験、登録、更新研修にかかる費用については、別途細則に定めるとおりの金額を研究会に納付しなければならない。なお、納付された費用は納付者側の理由の如何にかかわらず返還しない。

(登録事項の変更)

第12条 二級技術者、一級技術者、監理技術者の登録事項に変更が生じた場合には、遅滞なくその内容を研究会に届け出るものとする。

(資格の取消)

第13条 二級技術者、一級技術者、監理技術者が、その業務遂行にあたって著しく研究会の品位を傷つけるような行為があったと認められる場合は、審査委員会において審議のうえ、理事会の承認を経て、資格を取消することができるものとする。

(その他の細則)

第14条 本規則に規定の無い事項は、審査委員会が発議し、理事会で承認を得た細則として別途定めることができるものとする。

(規則の改廃)

第15条 本規則の改廃が生じるときは、理事会が発議し、総会で決議するものとする。

附 則

本規則は、平成29年 5月26日より施行する。

2 平成30年度に限った暫定措置については、別途細則を定めるものとする。

3 平成30年 5月22日付で別添のとおり改正した。

「TAPS 工法資格制度規則」附則 3 別添（平成 30 年 5 月 22 日改正内容）

（受験の要件）

第 4 条 3 「作業経験」を「業務経験」に変更した。

（二級技術者登録証の交付及び有効期間）

第 6 条 2 「自動更新」を「更新」に変更した。

3 「資格の名称」を追加した。

（受講料、受験料、登録料、研修料）を（受講料、受験料、登録料、更新研修料）に変更した。

第 11 条 「研修」を「更新研修」に変更した。

附 則 2 「本規則の施行時に本規則で認定する資格と同等の知識及び技能を有する者の資格認定」を「平成 30 年度に限った暫定措置」に変更した。

# TAPS 工法資格審査委員会規程

平成29年 5月26日 制定

(目的)

第1条 この規程は、TAPS 工法資格審査委員会（以下「委員会」という）の組織、業務及び運営等について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会は、TAPS 工法研究会の特別会員、正会員及び賛助会員から選任された委員長1名及び委員若干名と事務局をおく。

(委員長・委員の選任と任期)

第3条 委員長及び委員の選任は、理事会で決定するものとする。

2 委員長及び委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

3 任期の途中で交代した委員の任期は、前任者の残余期間を引き継ぐものとする。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、原則2回／年開催するものとし、委員長が招集する。

(議長)

第5条 委員会の議長は、委員長が行うものとする。

2 委員長は、議事進行のため、必要があれば他の委員を議長とすることができる。

(審議事項)

第6条 委員会は、前条の規定に基づき、次の事項について審議する。

- 1) TAPS 工法講習の内容に関する事
- 2) TAPS 工法一級技術者試験の内容に関する事
- 3) TAPS 工法監理技術者試験の内容に関する事
- 4) 試験における合否基準及び判定に関する事
- 5) 認定資格登録の更新にかかる研修の内容に関する事
- 6) 認定資格の取消に関する事
- 7) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、当該委員会での審議決定が困難であると委員長が判断したときは、理事会に付議し決定するものとする。

(秘密保持義務)

第7条 委員会の構成員は、本委員会を通じて知り得た情報について秘密保持を遵守する責任を負うものとし、裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を求められた場合を除いて秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

(事務局)

第8条 事務局は、次の業務を行う。

- 1) 第4条に規定する委員長の指示による委員会の開催手続き
- 2) 第6条に規定する審議事項にかかる資料の作成、整理、配布
- 3) 委員会議事録の作成、保管

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会が発議し、理事会が決議する。

附 則

この規程は、平成29年 5月26日より施行する。

## TAPS 工法資格制度細則

平成29年 5月26日 制定

平成30年 5月22日 改正

(目的)

第1条 TAPS 工法資格制度の運営に関しては、TAPS 工法資格制度規則（以下「規則」という）及び TAPS 工法資格審査委員会規程（以下「規程」という）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(受講料、受験料、登録料、更新研修料)

第2条 規則第11条に規定する講習、試験、登録、更新研修にかかる費用については、別表1に定める金額とする。

(暫定措置)

第3条 平成30年度に限った暫定措置については、以下のとおりとする。

- 2 規則の施行以前に TAPS 工法講習を受講し、会員からの推薦を受けた者は、TAPS 工法二級技術者として認定する。
- 3 規則の施行以前に TAPS 工法講習を受講し、単独で TAPS 工法の素地調整及び金属溶射を行うことができる者として会員からの推薦を受けた者は、平成30年度に実施する TAPS 工法一級技術者試験を受験することができる。
- 4 規則の施行以前に TAPS 工法講習を受講し、単独で TAPS 工法の素地調整及び金属溶射を行うことができる者のうち、TAPS 工法に関する技術的指導及び監理を行うことができる者として会員からの推薦を受けた者は、平成30年度に実施する TAPS 工法監理技術者試験を受験することができる。

(細則の変更)

第4条 本細則の変更は、理事会で決議するものとする。

附 則

本細則は、平成29年 5月26日より施行する。

- 2 平成30年 5月22日付で別添のとおり改正した。

(別表1) 受講料、受験料、登録料、更新研修料

資格の名称	受講料 ※1	受験料 ※2	登録料 ※3	更新研修料 ※4	更新料
TAPS 工法二級技術者	40,000 円	—	10,000 円	—	5,000 円
TAPS 工法一級技術者	—	30,000 円	10,000 円	20,000 円	—
TAPS 工法監理技術者	—	30,000 円	10,000 円	20,000 円	—

※1 受講料には、受講に必要なテキスト・試験材・設備使用料等の費用を含む

※2 受験料には、試験実施に要する試験材・設備使用料等の費用を含む

※3 登録料には、登録証発行に伴う費用を含む

※4 更新研修料には、研修実施に要するテキスト等の費用に加えて、登録更新に伴う費用を含む



「TAPS 工法資格制度細則」附則 2 別添（平成 30 年 5 月 22 日改正内容）

第 2 条と第 3 条の順番を入れ替えた。

（受講料、受験料、登録料、研修料）を（受講料、受験料、登録料、更新研修料）に変更した。

第 2 条 「研修」を「更新研修」に変更した。別表 2 を別表 1 に変更した。

（同等資格の認定）を（暫定措置）に変更した。

第 3 条 「規則の施行時に本規則で認定する資格と同等の知識及び技能を有する者の資格（以下「同等資格」という）の認定」を「平成 30 年度に限った暫定措置」に変更した。

2 「TAPS 工法の作業経験を有する者」を「会員からの推薦を受けた者」に変更した。「二級技術者の同等資格を認定」を「二級技術者として認定」に変更した。

3 「・・・者は、TAPS 工法一級技術者の同等資格を認定する」を「・・・者として会員からの推薦を受けた者は、平成 30 年度に実施する TAPS 工法一級技術者試験を受験することができる」に変更した。

4 「・・・者は、TAPS 工法監理技術者の同等資格を認定する」を「・・・者として会員からの推薦を受けた者は、平成 30 年度に実施する TAPS 工法監理技術者試験を受験することができる」に変更した。

5 及び 6 削除した。（制定時の別表 1 も削除）

（別表 1）「研修料」を「更新研修料」に変更した。

受講料を「50,000 円」から「40,000 円」に変更した。

受験料を「50,000 円」から「30,000 円」に変更した。

TAPS 工法二級技術者の登録料を「－」から「10,000 円」に変更した。

TAPS 工法二級技術者の「更新料 5,000 円」を追加した。

※1 「に加えて、二級技術者登録証発行に伴う費用」を削除した。

※4 「研修料」を「更新研修料」に変更した。

### TAPS 工法資格の運用（案）

資格の名称	位置付け	担当内容	配置条件
TAPS 工法 監理技術者	工程・品質・安全の 指導・管理者 溶射管理技術者	1)溶射工事の計画，管理，品質検査 2)品質記録の作成 3)下位資格者および一般技能者に対する品質管理の教育・指導	a)計画・管理・検査に専従する。 b)1 現場に 1 名配置する。(※)
TAPS 工法 一級技術者	TAPS 工法技能者 ブラスト・溶射の 技能者 作業班長	1)ブラスト，金属溶射，封孔処理の各作業および作業後の確認 2)下位資格者および一般技能者に対する作業教育・指導	各作業班に 1 名以上配置することを原則とする。
TAPS 工法 二級技術者	TAPS 工法講習修了者 ブラスト・溶射の 作業者	ブラスト，金属溶射，封孔処理の各作業（一級技術者または監理技術者の指導が必要）	各作業に必要な人数を配置する。

(※) 発注者によっては管理者に溶射技能士の資格要件を求める場合があるため、溶射技能士の資格を有しているのが望ましい。